医師等データベース作成委託業務（概要書）

* 業務の要旨

国は、「医師・歯科医師・薬剤師調査」の医師届出票をもとに、既存の医師情報に関するデータ（医籍情報、医師届出票、専門医情報）を統合したデータベース（以下「医師データベース」という。）を作成している。

府は、医師データベースを用いて、府内に勤務する医師の経歴等を医師個人の養成過程から勤務先情報まで経年的に把握することで、偏在状況を分析した上、効果的なキャリア形成プログラムの策定につなげることや、きめ細やかな医師確保対策に活用することが求められている。また、府は医師及び看護師等の修学資金等貸与事業を実施しており、これらの医師等の情報管理を効率的に整理して活用する。

本事業では、府の医師適正配置に向けた現状把握および傾向分析を行うためのデータ管理システムを作成し、それを用いて分析を行う。併せて、府が修学資金を貸与する学生、医師及び看護師等のサブデータベースを作成して効率的な情報管理を行う。

* 大阪府から提供できるデータ

１．医師届出票等情報

* + 医師データベース2021年度版（csvファイル、43349行CDJ列 以上）
	+ コード定義書

※毎年のデータ更新を前提。

※２年に１度の医師・歯科医師・薬剤師調査では調査項目の変更あり。

２．病床機能報告

３．修学資金等貸与情報

* + 府が修学資金等を貸与する学生、医師及び看護師等のデータ

※作成したサブデータベースへのデータ移行は受注者との協議の上、決定する。

４．その他、開発段階で協議して決定したもの

* 具体的な業務

BIツール等を用いて、医療機関や医療従事者に関するデータに対して分析を行い、その分析結果を視覚的に分かりやすく表示すること。ダッシュボード機能及びレポート機能を用いて、これらの分析結果を一覧表示して、ひと目見ただけで簡単に分析結果が分かるようにすること。

１．業務調査・要件整理

医師データベースの具体的な活用方法を検討して、データ活用の目標や目指すべき方向性を整理し、医師確保対策の具体的な施策検討につながるダッシュボードを作成するための、システムの全体方針を決定すること。単に府から提供するデータの整理だけでなく、府の医師確保対策に必要なデータが何かを検討し、それらを踏まえて分析や考察を加えた利活用が可能なものとすること。

その際に、病床機能報告など府が有する医療機関の情報に関するデータベースと接続して有機的な関係を構築することを前提とする。

２．データ定義・ダッシュボードの設計

使用するデータ状態を正しく把握した上で、データ加工やその後の運用設計、ダッシュボードの内容を策定する。

３．データ確定・ダッシュボードの作成

運用しやすいシンプルなデータの形やダッシュボードの作成を行うこと。次の点に留意して、要件に沿ったデータを収集し、管理システムが処理しやすい形に情報を整理すること。

* データ分析結果の可視化に向けた、効率的なデータ前処理の実現
* 医師の適正配置の検討に向けた、分析するダッシュボードの構築実現

４．修学資金等貸与者に関するデータベースの構築

　府の管理事務を行うためのサブデータベース（エクセル等をベースにしたものでも可とする。）を作成すること。

医師データベースとも連携方法については協議事項とする。

５．システムの利活用

　委託業務で作成するダッシュボード以外に、府においてもデータ管理システムを自由に操作してダッシュボードを作成できるよう、府の担当者向けに研修を実施すること。なお、次年度のランニングコストをできる限り圧縮できるよう令和３年度中に開発すること。

■　今年度の成果物

１．データ管理システム（運用手順等を整理した取扱説明書を含む）

２．データ管理システムを用いて作成したダッシュボード（３つ以上）

３．修学資金貸与医師及び看護師等の管理システム（サブデータシステム）

■　分析内容（イメージ）

１．地域や各診療科、領域における医師や看護師等の医療従事者の充足度

２．医師のキャリア形成

３．医師不足県との連携

* 参考資料

１．令和元年第２回医道審議会医師分科会医師専門研修部会資料２

医師の地域的な適正分布のためのデータベース化事業について

<https://www.mhlw.go.jp/content/10803000/000546501.pdf>

２．医道審議会医師分科会医師需給分科会

　　<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-isei_318654.html>

■　業務の専門性

　円滑な業務の推進のため、データベースに関するシステム開発のほか、医療提供体制等の知見を有する者が参画することが望ましい。

■事業実施場所

１．受託者の施設（庁内でのシステム開発は想定していない）

２．打合せは大阪府庁で実施（オンラインはzoom又はTeamsを推奨）

■契約期間

契約締結日から令和４年３月31日まで

■その他（医師情報データベース取扱）

１．受領した医師情報については、受託業務以外に使用しないこと。

２．大阪府から受託者には、大阪府と同等かそれ以上の情報セキュリティ対策を求めることとし、必要最小限の情報を提供する。

３．大阪府は、スタンドアローン等いわゆるインターネットに接続していない環境で医師データベース及び関連する成果品の取扱いを行っていく。そのため、大阪府スマートシティ戦略部が提供する府の共通プラットフォーム（CPU：2コア、メモリ：8GB、ストレージ：300GB）を用いる。当該共通プラットフォーム上に構築している仮想サーバは12月から使用することができる予定。

４．受注の検討に当たり、個人情報をマスキングしたものを大阪府医療対策課執務室において閲覧することができる。マスキングしたデータの提供は不可。